

福島市告示第330号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称及び所在地を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

令和7年11月 21 日

福島市長 木幡 浩

- 1 事業所名称 (1)定期巡回ステーション明日の樹 福島北
(2)ユニスマイル薬局 福島駅前店
(3)ユニスマイル薬局 東中央店
(4)ユニスマイル薬局 渡利店
- 2 所 在 地 (1)福島市南矢野目字中江10番地の12
(2)福島市栄町6番6号
(3)福島市東中央二丁目2番地の2
(4)福島市渡利字櫛町25番地の4
- 3 変 更 事 項 以下の表の通り
 - (1)名称
変更前:定期巡回ステーション明日の樹
変更後:定期巡回ステーション明日の樹 福島北
 - (2)名称
変更前:ファーコス薬局 福島駅前
変更後:ユニスマイル薬局 福島駅前店
 - (3)名称
変更前:ファーコス薬局 東中央
変更後:ユニスマイル薬局 東中央店
 - (4)名称
変更前:ファーコス薬局 渡利
変更後:ユニスマイル薬局 渡利店

- 4 変更年月日 (1)令和 7 年 9 月 1 日
(2)令和 7 年 8 月 1 日
(3)令和 7 年 8 月 1 日
(4)令和 7 年 8 月 1 日